

ハワイのアメリカ化にともなう政治的有権者の 男性化及び白人化, 1820年-1898年

安 武 留 美

アメリカ合衆国50番目の州—ハワイ—の歴史は、19世紀のアメリカ社会を特徴づける、白人による有色人の「文明化」の転末を鮮明に描き出すものである¹⁾。1778年、当時は複数の王によって支配されていたハワイ諸島は、イギリス人探検家ジェイムズ・クックによって「発見」され、芳香を放つ白檀の産地、また捕鯨船の寄港地として外国人の注目を集めるようになった。こうしてハワイを訪れるようになった西洋人および中国人の船員や商人たちは、外国からの知識、技術、商品とともに病原菌をもハワイに持ち込んだ。イギリス人船員ジョン・ヤングなどカメハメハ一世の顧問となった西洋人のもたらした知識や兵器は、ハワイの統一を大きく助けたが、彼らの持ち込んだ病原菌は、免疫をもたないハワイ人の減少を招くものでもあった。そして、カメハメハ1世がこの世を去った翌年の1820年、ハワイ王国の「救済」と「向上」に「使命」を感じるアメリカ人宣教師たちの第1団が乗り込んできたのである。

ボストンを根拠地とするアメリカンボード (American Board of Commissioners for Foreign Missions) は、1820年から1848年までの間に、計100人以上からなる15の宣教師団——そのメンバーは按主礼を受けた牧師をはじめ、医師、教師、印刷工、管財担当者、そしてその妻などを含む——をハワイ王国へ派遣した²⁾。これらの宣教師集団およびその子孫を中心とするアメリカ人系白人コミュニティの自称した「他己的」なハワイの「文明化」のための努力は、ハワイ王国におけるアメリカ人の優越、そして19世紀末のアメリカによるハワイ併合を促すものであった。封建的なハワイ人の自給自足社会は、グローバル化する資本主義体制に巻き込まれ、ハワイ王国の存続と繁栄は、大量の移民契約労働者によって支えられたプランテーション換金作物—砂糖—の生産と販売に大きく依存するようになった。1893年、アメリカ人プランターを中心とするアメリカ併合を望む勢力は、ハワイ王国駐在の米国公使及び海兵隊員の支援を得て、リリウオカラニ女王の退位を強行した。ハワイ王国は崩壊し、1894年、少数の

白人が多数の先住ハワイ人及びアジア人を統治するハワイ共和国が誕生した。1898年、大多数のハワイ人たちの反対にもかかわらずハワイはアメリカに併合された。

白人及び非白人移民の大量移入をも伴ったハワイのアメリカ化の過程において、ハワイの政治に直接関わることのできる人々は、男性化かつ白人化していった。つまり、高い身分の先住ハワイ人男女のとりしきるハワイの伝統的な政治文化が、白人男性を優先する19世紀のアメリカ的なものへと変容していったのである。政治的有権者となるためには、男性であることが必要条件となり、先住のハワイ王国国民であることの特典は減少して白人であるほうが有利となっていった。

この過程を明らかにするこれまでの研究は、ハワイのアメリカ化を、人種またはジェンダーどちらかの視座から検討するものであった。本稿は、ハワイ人の視点から書かれた研究書もふまえて、二次文献に基づきながら、ハワイのアメリカ化——ハワイ王国の崩壊とアメリカ併合——を、ジェンダーおよび人種の視座から考えてみようとするものである。

伝統的なハワイ人社会においては、「家系 (genealogy)」に基づく「身分 (rank)」が、各人の社会的地位や権力を決定する一大要因であった³⁾。ハワイ人にとって、家系は自らの祖先の功績を知り、自らのアイデンティティを構築し、さらには空間的位置づけや時間の概念化を行う拠り所であった⁴⁾。性による役割分担は存在していたが、人々の行動様式は、ジェンダーではなくこの家系に基づいて決まる身分に従うものであった。従って、高貴な身分のハワイ人女性たちは、ジェンダーによって女性の行動規範や活動領域が拘束されていた当時のアメリカ人女性よりも、ずっと大きな政治的、また経済的、性的自由を享受していた。

アメリカンボードの宣教師の第一団が到着した1820年当時、ハワイ人女性は男性同様に、政治参加、財産所有、婚外関係が許されており、カメハメハ大王の死後、大王の最愛の妻であったカアフマヌが最大の権力

を保持していた。生前、大王はカアフマヌのために「クヒナヌイ」の職を創設し、国王の幼少時には摂政、成人後には共同君主として国を治めることを可能とした。そして、このクヒナヌイの職は後に廃止されるまで、たいていの場合女性によって占められていた⁵⁾。伝統的なハワイ社会においては、カプと呼ばれる、女性を穢れたまたは危険な性とするポリネシア文化の二律背反的な男女の性質の定義に基づくタブーが⁶⁾、ハワイ人女性にとって最も抑圧的な行動規律であったとされている。しかし、カプは、大王の死後、アメリカ人宣教師の到着以前に、カアフマヌ、またカメハメハ二世となったりホリホの母ケオポオラニらによって、公然と破られた⁷⁾。つまり、アメリカンボードの宣教師たちは、ハワイ諸島を制覇したカメハメハ大王の死後、早逝した弱年のカメハメハ二世また幼少のカメハメハ三世の摂政また母として大王の妻たちが大きな力を行使し始めた矢先、ハワイに到着したのである。

女性を伴ってやってきたこのアメリカ人宣教師集団の到来は、ハワイの地をキャサリン・ブラウンの称する「ジェンダー・フロンティア」——異なるジェンダー役割やアイデンティティまた性的関係を生み出す異なる文化の交錯する地——となした⁸⁾。女性が強大な政治力を有することもできるハワイの伝統的な社会を「野蛮」と見なしたアメリカ人宣教師たちは、ニューイングランドのプロテスタント社会を再現することをハワイの「文明化」と捉えていた。アメリカ人宣教師たちの活動は、ジェンダーによってそれぞれ領域化されており、ハワイ王国の権力を握る女性たちとの交流は、婦人宣教師の仕事であった。女性であるがために按主礼を授かることのできない婦人宣教師たちは、世俗的な分野でハワイ人女性および子供たちの「文明化」をはかるための活動に専念したが、自分たちの価値観および習慣をより文明化していると信じて疑わず、優れた文明を体現する模範者として、ハワイの王族や族長の女性たちに接した。実際、婦人宣教師たちが産業化の始まったアメリカの物資を運び込んでハワイに再現した快適な生活空間は、ハワイ人女性の興味を引くもので、婦人宣教師に対して好意や羨望の気持ちを持たせることを促した⁹⁾。例えば、宣教医の妻としてハワイに到着したローラ・フィッシュ・ジャッドの体験談から、アメリカ人婦人宣教師は、カアフマヌやケオプラニが西洋の服地や流行をとり入れた近代的なものでその権力を誇示することを助けたりして、宣教師の持ち物や習慣そして価値観をより好ましいものとして受け入れるよう促したことが窺える¹⁰⁾。

こうして築かれた、アメリカ人宣教師を唱える側、上層のハワイ人女性を聞き手とする関係は、アメリカンボードのハワイ王国での宣教活動に好ましい影響をもたらした。カプの破られた後のハワイには、信仰面に新たな空気ができており、カアフマヌそしてケオポオラニは、ハワイ王国の最も早い時期のキリスト教改宗者となった¹¹⁾。また、西洋人及び物資の到来は、伝統的なハワイ社会に、宣教師たちが文明化の証として誇る優れた工業製品や近代的な生活様式だけではなく、病原菌、酒類、現金取引、植民地化の危険なども持ち込んでおり、ハワイ王国の支配者層は、外国からもたらされた問題に対する外国での解決策を、外国人から学ぶ必要にも迫られていた。宣教師たちは、自分たちの宗教のみならず、経済・政治・社会制度をより優れたものとして唱え、ハワイ王国の繁栄と文明化のためとして、その導入を促した¹²⁾。

実際、カアフマヌの生存中（1832年以前）に行われた王国制度の改革には、19世紀のプロテスタント中流アメリカ人教会婦人たちのジェンダー理念や理想、福音主義、道徳観が色濃く反映されていた。王国支配層の支持を得て福音活動を開始した宣教師たちは、ハワイ人に聖書を読ませるために、ハワイ語をアルファベット化し、アメリカロッキー山脈以西初といわれる印刷所を建て、ハワイ諸島の各地に身分を越えて誰もが参加することのできる教会及び教室を設立した。自ら教育を受けることを望んで闘ってきたアメリカ人婦人宣教師たちは、ハワイ人女性および子供たちにも、読み・書き・計算を教えるために全力を尽くした。また、上級になれば女生徒たちにも、地理、幾何学や哲学を学ぶことのできるカリキュラムを用意した。その結果、性別を問わずハワイの識字率は急速に向上し、世界でもっとも識字率の高い社会となった¹³⁾。と同時に、婦人宣教師たちは、ハワイ人たちの教会また学校で、19世紀のニューイングランドで信奉されていた女性の家庭性や女性らしさを最高のものとして唱えたのである。婦人宣教師が男性宣教師とともに行ったハワイの道徳観やジェンダー関係の「向上」のための努力は、1820年代にはやくもその成果をあげ始め、王国最初の成文法が、売春や婚外関係を禁止し、さらには、フラなどハワイ人の「異教徒的／野蛮な」習慣、また宣教師以外の外国人の間で頻発する過度の飲酒など「不道徳」を撲滅するための禁欲的な法律が制定された¹⁴⁾。

皮肉なことに、アメリカ的な道徳観とジェンダー観を反映する法律がハワイ王国で成文化するにつれて、ハワイの女性たちの法的立場は、19世紀初めのニュー

イングランドの女性たちの立場と類似するものへと低下し始めた。厳格なカルビン派の教えは女性を男性の助け手また従う者として定義していたし、イギリス慣習法の伝統は法的に既婚女性を夫の依存者、つまり法的無能力者として扱っていた。ニューイングランドの女性たちは、性的自由、参政権、財産所有権、按主札を授かること、さらには公共の場で話すことさえ否定されていたのである¹⁵⁾。女性は、「女性の領域」とされた行動領域で、生得的に家庭的、従順、敬虔で清廉であるとされた女性にふさわしい行動をとるよう教え込まれていた。ニューイングランドのイデオロギーとなった「真の女性らしさ」の概念は、女性ばかりの空間で女性同士の絆を深める要因ではあったが、女性たちの行動や考え方を拘束した¹⁶⁾。ハワイでも、一婦一夫制のキリスト教的婚姻関係が制度化され、1845年までにはイギリスの慣習法に基づく妻の無能力化が王国の成文法に反映されたが、アメリカ婦人宣教師たちはそれらの変化を好ましいものとして歓迎した¹⁷⁾。

しかし、ニューイングランド諸州を含む合衆国の多くの州とは異なり、異人種間結婚が禁止されることはなかった¹⁸⁾。おそらくは、王族や族長の娘と外国人男性の結婚は、たとえばカメハメハ大王の姪と大王の顧問となったイギリス人ジョン・ヤングの例にもあるように、アメリカンボードの宣教師たちの到来前から、特に高貴な身分の人々の間でかなり頻繁に行われていた。また、ハワイ人社会には「ハナイ」と呼ばれる他人の子供を養子として育てる習慣があり、王族や族長が自分の子供を信頼のおける宣教師夫婦に託すこともあった¹⁹⁾。従って、ハワイには、人種を超えた親族および社会関係が公然と存在していた。しかし、人種を超えた高貴な身分集団の存在は、ハワイ社会が、白人たちの持ち込んだ差別的な人種感から影響を受けなかったことを意味するものではない。白人であることの特権化、また完全なる市民権を享受するには、アメリカ同様、男性かつ白人であることを優先する制度が、徐々に築かれていったのである。

実際、カアフマヌら女性が実権を握っていた時代のハワイ王国の政治にアメリカ婦人宣教師の与えた影響は大きかったが、王国の政治に直接かわるようになったのは男性宣教師たちであった。はやくも1830年代の終わりには牧師としてやってきたウィリアム・リチャーズが、また1840年代には宣教医のギャレット・P・ジャッドや牧師リチャード・アームストロングが、ミッションを離脱して、国王の側近また政府の高官として王国政治に関わり始めた。彼らは、プロテスタン

ト・キリスト教同様に、またはそれ以上に、アメリカ的な政治制度をハワイに再現しようと努力した。ハワイの「文明化」のためとして「民主主義」や「自由」の概念が唱えられ、リチャーズの起草した1839年の「権利と律法」と題された公文書には「神は全ての民(men)、族長、そして全ての国々の全ての人々に同様の種のある種の権利を授けられた」という一文が書きこまれていた²⁰⁾。そして翌年の1840年、ハワイ王国は世襲制の貴族院と選挙制の代議院を持つ立憲君主制国家となった。

1840年憲法は、ハワイの制度を西洋の国家制度と呼応させるための努力の始まりを体現するものであったが、まだ、ハワイ的要素を色濃く残していた。特に、注目すべきことは、男性も女性もともに政治に関わることが前提とされていたことである。つまり、代議院議員の被選挙権また選挙権資格に関してジェンダーによる差別はなく、それまで女性が独占してきたクヒナ-ヌイの職に君主の政治権力にはほぼ匹敵するほどの大きな政治権力を授けていた²¹⁾。また、新たに設立された貴族院の議員として国王に任命された者の約3分の1は女性であった²²⁾。

しかし、人権宣言や立憲君主制の導入は、家系に基づく身分を最も重んじてきたハワイの伝統的な社会関係に変化をもたらすものであった。社会秩序を維持するために最も重要な役割を果たしてきた家系に基づく生まれながらの身分の概念が揺らぎ始めると、個々人の関係を決定するのにジェンダーや人種の概念が入り込む隙間ができてしまった。また、ハワイ人にはあまりなじみのないアメリカ的政治・経済制度の導入は、それらの制度に精通しているアメリカ人男性をより有利な立場に立たせることになり、アメリカ人男性宣教師や他の欧米人男性が、従来は先住ハワイ人族長たちの独占してきた王国の重要な職務に就くようになったのである²³⁾。

白人男性の指導のもとに行われた政治改革に続いて土地改革が始まったが、どちらも一般のハワイ人女性の利害を損なうものだった。1848年に始まった「グレイトマヘレ（土地分割）」と呼ばれる一連の土地改革は、封建的かつ複雑な手法で運営されてきた王国の土地に、西洋的な所有権の概念を適応した。1850年までには新しい法律により平民および外国人にも土地所有の道が開かれた一方、1850年代初めに制定された一連の法律によって既婚女性の土地所有権が否定された²⁴⁾。さらには、皮肉なことに、ハワイ王国史上「最も民主的な」憲法として知られる1852年憲法は、代議員選出

のための男性普通選挙権を確立したが、新しく挿入された「男性」という言葉によって、「普通」選挙権を男性に制限——つまりジェンダーによる差別——を初めて成文化したのもであった。また、国王に任命された世襲制の貴族院議員のなかの女性の数も減少の一途をたどり、1840年に5名いた女性議員は、1848年には4名、1851年には2名と減少し、1855年に新たに任命された女性が国王に任命された最後の女性貴族議員となった²⁵⁾。さらには、女性の独占してきたクヒナスイの職に男性が登用された後、1863年憲法によってその職が廃止された。アメリカ本土での変化に呼応して、1888年、既婚女性の財産所有権は回復されたが、参政権など多くの権利は否定されたままであった²⁶⁾。

一方で、外国人にも臣民としての権利が享受できる道が開かれていった。1840年代に設立された帰化法により、英米を初めとする白人のみならず既にハワイに足場を築き始めていた中国人商人をも含めて、国王に忠誠を誓った外国人は先住ハワイ人同様に王国臣民としての権利が与えられた²⁷⁾。更に、1850年には、王国に必要なサービスを提供する外国人のハワイ居住を促すために「デニゾンシップ (denizenship)」という新しいカテゴリーが設けられた。デニゾン (denizen) と呼ばれる外国人居留者たちには、国王の特別な許可により、帰化することなく、先住ハワイ人同様の権利、特権、免責権が与えられた。つまり、国王によって王国のために好ましいと判断された外国人は、母国の市民権を破棄することなく、ハワイ王国において臣民と同様の権利を享受できるようになったのである²⁸⁾。

このような改革によりハワイ諸島には経済的機会を求めてやってくる外国人の数が増大した。それらの外国人たちによって1830年代半ばに始められたプランテーションでの砂糖栽培の試みは、1850年代には利潤を生み出す産業となり、ハワイからアメリカへ輸出する砂糖への関税免除が1875年に締結された互惠条約によって実現すると、砂糖栽培はハワイ経済の基幹産業へと発展していった。そのなかには、1840年から1890年にかけて大きな成功を収めて中国人ビジネスマンの草分けとなったチャン・アフォンも含まれる²⁹⁾。後に帰化したものも多いこれらの外国人プランターは、最初のうちは王族や族長から土地を借り受け、のちにその土地を買い取って、地所を増大していった。

砂糖産業の興隆は、伝統的なハワイ人君主の支配するハワイ人たちの自給自足的な社会を、プランターが移民契約労働者を使って換金作物を栽培して利潤を得る資本主義的な多人種からなるプランテーション社会

へと変容させた。そして、ハワイ人王族を頂点とするハワイ王国の階級社会にやってきた外国人移民たちの間に、白人か非白人かによる大きな格差を作り出した。最初にプランテーションでの労働を担ったのはハワイ人であったが、1870年代後半から砂糖栽培が急増し始めると、人口の減少が著しいハワイ人に代って、中国人契約移民労働者がその労働を担うようになった。ハワイ王国政府は、中国人労働者の大量移入を問題視し、なるべくならハワイに同化しやすい人々の輸入、それが無理ならばなるべく1人種の大量流入とならないように、近隣の太平洋諸島、プエルトリコ、スペイン、ドイツ、ロシア、ノルウェー、朝鮮、ポルトガル領アゾレス諸島・マデイラ諸島からも契約労働者の輸入を図った。しかし、プランテーションでの労働を担った人々の大多数は中国人、中国人の排斥後は日本人、日本人の排斥後はフィリピン人移民であった³⁰⁾。その結果、19世紀末には、アジア系移民が先住ハワイ人を数で凌ぐようになり、先住ハワイ人たちは長年耕作してきた土地から追われることになった。土地改革は、外国人のみならず平民の身分のハワイ人たちにも土地所有を可能にするものではあったが、結局最大の恩恵を授けたのは、国王の側近として影響力を持つ白人官僚と緊密な関係を保つ少数の白人プランターたちであり³¹⁾、1909年までに王国私有地の約半分を所有するようになった彼らの支配下に、大量のアジア人移民労働者たちが独自のコミュニティを築いていった³²⁾。

ハワイでの砂糖栽培事業で成功した少数の白人実業家の中心には、アメリカンボードから派遣された宣教師グループの子孫もいた。例えば、宣教師たちの用いる必需品の調達や分配を担当したサミュエル・M・キャスルは、他の西洋人また中国人商人たち同様にハワイでの経済機会を追求し、1851年、派遣先の華族学校が閉鎖されてしまった宣教師アモス・スター・クックと共に、商社を設立した。この二人の設立したキャスル&クック社は、世紀末までには「ビッグ・ファイブ」——市場の開拓から労働者や資金の調達までプランテーション産業の全てを請け負った砂糖産業の5大企業——の一つへと発展した³³⁾。

1862年、アメリカン・ボードが、ハワイにおけるキリスト教化の事業は完了したとしてハワイ・ミッションへの資金援助を打ち切ると、宣教師一家の中にはアメリカへ帰国したものもあったが、ハワイに留まった多くは何らかの生活の糧を見出す必要に迫られた。19世紀の終わり、宣教師の子息たちは、宣教師、官僚、教育者、事業家など様々な職に就いたが、成長するプ

ランテーション産業に仕事を見つけるものが多かった。同様の環境で育ち、共通の価値観を有するこれら宣教師の子孫たちは、互いに、またハワイにやってきた他のエリート白人たちと婚姻関係を結んで、緊密な社会を形成した。19世後半、宣教師とその子孫たちのコミュニティは多様化し、ハワイで急成長するプランテーション産業と結びついて大きな経済力を手にした人々、王国の政治に深く関わる人々と様々であった。彼らは、先祖から受け継いだ収入の一部を献金して社会事業に役立てるという習慣から、様々な社会活動にも関与し、宣教師コミュニティがハワイ社会に及ぼす影響は絶大であった³⁴⁾。

ハワイ王国およびハワイでの福音活動の盛運もが、砂糖産業の成長に依存するようになっていくと、このコミュニティは、直接また間接的に、大量の移民労働者を必要とするプランテーション経済の発展を支えるようになった。19世紀初めの宗教リバイバルで高揚した宗教的使命感から、ニューイングランドの教会員たちは、アメリカ本土で奴隷制廃止運動、またハワイ王国での福音活動に従事するようになったのであるが、ハワイに到着した宣教師そしてその子孫たちは、自由、そして民主主義といったアメリカ的信条を信奉しながらも、契約期間は刑罰によって行動が規制されるという、奴隷制に類似した契約労働制度がハワイに根付くことを阻止しなかった³⁵⁾。1852年のハワイ王国憲法により奴隷制は禁止されたが、1850年に制定されていた労使法は、10年を年季契約の上限とし、その間、罰金、監禁、また仕事を放棄また休んだ労働者にはその期間の2倍分を年季契約期間に加算するという刑罰を用いて、雇用者は被雇用者に労働を強いることが可能であった。南部のプランター同様に、ハワイでプランターとなった宣教師の子孫たちは、契約労働者となった有色人および読み書きのできない白人たちに過酷な労働を強いることを、下等人々を文明化するための手段であるとして正当化した³⁶⁾。実際、宣教師コミュニティの中には契約労働制度の廃止を唱えた人々もあったが、そのほとんどは制度そのものを廃止するよりも、契約労働者として働く移民たちへの福音や生活環境向上のための活動を重視した。そのため、ハワイにおける、働かないと刑罰を科される労働制度は、アメリカ併合以降になるまで禁止されることはなかった³⁷⁾。ただし、ハワイの白人社会の核となった宣教師コミュニティのメンバーの多くは共和党支持者であり、彼らの姿勢は、南部の奴隷制に反対する北部人の政党として誕生した共和党が、南北戦争後には南部の黒人には平

等な人権と完全な市民権を与えることを唱えながらも、北部・西部の産業化の底辺を支えるアジア系移民やメキシコ系労働者また先住民など有色人には、同様の権利を認めようとしなかったことと一致する³⁸⁾。

白人事業家がアジア人労働者を酷使するプランテーション社会が拡大するにつれて、地位によって階層化されたハワイの伝統的な社会は、さらにアメリカ的な人種による階層化の様相も示し始めた。1883年、砂糖プランテーション所有者の人種構成は、アメリカ人65%、英国人21%、ドイツ人6%、ハワイ人4%、中国人4%となっている。その中で、ビッグファイブとして巨大化したのはアメリカ人および英国人の所有する企業であった。そして、ほとんどを白人が所有するハワイのプランテーションでは、砂糖栽培を行っていたポルトガル領アゾレス諸島やマデイラ諸島などから契約労働者として輸入されたポルトガル人を除く白人たちが支配人、監督、また技術者としての幹部職を独占し、ポルトガル人またハワイ人は「ルナ」と呼ばれる現場監督や初歩の技術を要する中間職に就いた。そして、階層的なプランテーション社会の底辺に、農場労働や非熟練労働を課された大量のアジア系移民がいた。アジア系移民間の団結を怖れた白人プランターたちは、エスニシティによっても賃金を差別化し、同じ仕事をして、中国人、日本人、フィリピン人の順に支払う賃金を減額した³⁹⁾。

白人を頂点、アジア人を底辺におく階級的なプランテーション社会が拡大する中、ハワイ人人口は低下の一途をたどり、先住民でありながら社会の周辺部に追いやられていくハワイ人たちの間には、不満、怒り、そして、ナショナリズムが台頭した。宣教師コミュニティと協調関係を保ったカメハメハ3世（治世1835年-1854年）が1854年に亡くなると、アメリカ化とともに鮮明化するハワイ社会の問題を象徴するアメリカ系宣教師コミュニティの影響力を排除しようとする圧力も高まっていった。カメハメハ4世となったアレクサンダー・リホリホ（治世1854年-1864年）は、カメハメハ1世及びその英国人顧問ジョン・ヤングの血を引くエマを妻としたが、エマは、ハナイの習慣により、英国人医師 T. C. B. ロードと結婚した叔母夫婦に育てられ、英国系社会と緊密であった。カメハメハ4世とエマは、当時ヴィクトリア女王の君臨する英国社会をハワイ王国の模範とし、英国国教会をハワイへ導入するために聖ペテロ教会堂を建立するなど、英国的な制度や習慣を取り入れようとした⁴⁰⁾。

ここで注目すべきことは、顕著化していく、ハワイ

のアメリカ化に対する抵抗運動、またアメリカ化に抵抗するハワイ王国において、高貴な身分のハワイ人女性たちが指導的役割を果たしたことである。ハワイのアメリカ化には、公的領域においても活躍してきたハワイ人女性も含めて女性たちを私的領域へ押し込めようとする圧力が伴ったが、その圧力にすべてのハワイ人女性たちが屈したわけではなかったのである。

実際、多くのハワイ人にとって、家系に基づく身分が社会的地位や活動内容を決定する重要な要因であることには変わりなく、高貴な身分のハワイ人女性は、公然とその政治力・経済力を保ち続けたり、後継者を決めないで死去した君主に代る後継者選出の際、有力な後継者候補となることができた。例えば、ルース王女は、キリスト教に改宗することも英語を話すことも拒み続け、王国内でも最大級の地所を所有・運営し、ハワイ島の知事として公的領域で影響力を保ち続けた⁴¹⁾。

また、華族学校で淑女教育を受けた後、アメリカ人チャールズ・R. ビショップと結婚したパウアヒ王女は、死に直面したカメハメハ5世に後継者として指名されても君主となることを拒んだが⁴²⁾、同じ華族学校に通ったことのある上述のエマ王妃は、夫カメハメハ4世の死後も公的領域での影響力を手放そうとはしなかった。そしてカメハメハ6世が後継者を決めずに死去すると、エマはデヴィッド・カラカウアとハワイ君主の地位をかけて争った。カメハメハの血を引くエマは当時ハワイ君主として最もふさわしい人物としてハワイ人の圧倒的な支持を得ていたが、代議員による選挙は、エマより扱いやすいとアメリカ系勢力に見込まれていたカラカウアを君主として選出した⁴³⁾。

カラカウアの君主選出は、エマを支持するハワイ人たちによる暴動を引き起こしたが、このカラカウア王が、その後継者に妹のリリウォカラーニ王女を任命した。そして、彼の死後、リリウォカラーニが、ハワイ王国初女性の7代目君主となった。リリウォカラーニ女王も宣教師たちの設立した華族学校で淑女教育を受けていたが、兄以上の強い姿勢でハワイ王国の君主権の回復に努めアメリカ化に抵抗したために王国最後の君主となってしまった⁴⁴⁾。

エマ同様に「ハワイ人のためのハワイ」をモットーとしていたカラカウアがアメリカ人勢力に後押しされて君主に選出された理由の一つには、エマとは異なり、ハワイの砂糖への関税を免除するアメリカとの互惠条約締結への反対を撤回したことが挙げられる。しかしその結果、カラカウア国王就任後の1875年に締結され

たアメリカとの互惠条約により、砂糖産業はハワイの基幹産業へと発展し、ハワイ経済・社会のアメリカへの依存度は更に高まった。アメリカによるハワイの砂糖への関税免除と無制限なアジア系移民労働者に支えられて急成長する砂糖産業を支配するアメリカ系勢力は、影響力を増大し、王国の政治を思うがままに動かすことを当然と考えるようになっていった⁴⁵⁾。

その一方で、国王となったカラカウアは潤い始めた国庫から多大な資金を投入して世界を周遊し、新たに国王の側近となった外国人からの借金もいとわず近代的な宮殿を建設し、世界の要人を招いて盛大な戴冠の式典を開いて、ハワイ王国君主としての権威を誇示した。そして、国王の「無駄づかい」を非難するアメリカ人宣教師子孫たちを王国政治の中核から退け、1820年代から効力を持ち続けてきたプロテスタントの道德観に基づく禁欲的な法律を撤回し始めた。公的な場でフラが復活され、ハワイ社会に伝承されてきた系図に基づく祈祷や儀式に関する情報が文字化され、出版された。また、国家財政の赤字補填のためという理由もあり、酒類の自由取り引き、さらにはアヘンや富くじの販売が許可されたのである。ハワイ伝統文化の復活を促す一面も持つこのような行動は、ハワイ人のナショナリズムにアピールし、カラカウア政権は、ハワイ人の支持をとりつけることにある程度成功したといえる。ただし、このような変化は、禁欲的な行動規範を重んじる宣教師コミュニティの影響下にあるアメリカ系勢力の反発を招いたばかりでなく、特にアヘンや富くじの販売許可は、禁欲的な道德観を身につけたエリート層のハワイ人指導者たち——例えば宣教師の影響を強く受けていたと同時にハワイのアメリカ併合に頑強に反対したハワイ人指導者ジョセフ・ナワヒ——も反対した⁴⁶⁾。

宣教師コミュニティは、ハワイの伝統文化の復活によりこれまでの「文明化」の努力が水の泡となることに苛立っていたに違いないが、アメリカ系勢力が国王をないがしろにし始めた理由には、ハワイの砂糖に対する関税を免除するアメリカとの互惠条約更新に際して、新たな条件として求められたアメリカによる真珠湾の占有を認めることにカラカウア王そして多くのハワイ人たちが抵抗したことが挙げられる。1887年7月、宣教師の子孫であるローリン・サーストンを中心とするアメリカ人グループが、君主の権力を大幅に削減する新たな憲法に署名することを国王に強制した。実際に国王に銃剣を突きつけたかどうかは定かではないが、「銃剣憲法」と呼ばれるこの新憲法は、行政権を国王

から剥奪して代議院へ移行し⁴⁷⁾、代議員選挙の有権者を白人化した。つまり、有権者となれる人々を「ハワイ、アメリカ、またはヨーロッパ生まれまたはその子孫」の「男性居留者」とし、新たに所得・財産制限と選挙登録の際に銃剣憲法支持を誓うことを課して、ハワイ人有権者数の削減を図ったのである。一方、砂糖産業繁栄の恩恵を受ける欧米系成人男性は、帰化しているかどうかに関わらず、また国王からデニゾンとして認められるかどうかに関わらず、有権者となることができた。アジア系移民男性はそのような特権から排除され、英語またはハワイ語での読み書きができるという有権者となるための別の条件によっても不利な立場に立たされた。こうして、ハワイ経済を握る白人プランターとその支持者たちが、ハワイ王国の政治に大きな力を振るうことになっていった⁴⁸⁾。

この「革命」と呼ばれる小数の白人男性たちの企てに対して、ハワイ人たちは抵抗したが微力であった。1888年ハワイ人たちはハワイ政治協会 (Hui Kalāi'āina) を結成するが、この協会は他の政治組織とともに国家改革党 (National Reform Party) を構成し、銃剣憲法の廃止と1864年憲法の復活を唱えた。1889年にはハワイ王族の血を引くロバート・W・ウィルコックスが武力による抵抗を試みるがすぐに鎮圧され、1891年、カラカウア国王が逝去した。アメリカとの互惠条約によるハワイの砂糖への関税免除が、1890年アメリカの新関税法の成立によって撤回されると、アメリカによるハワイ併合を望むアメリカ人勢力の動きは、より明らかさまなものとなっていった⁴⁹⁾。

ハワイ王国の7代目君主となったリリウオカラニは、国家改革党の支持を得て、君主の行政権およびハワイ人の選挙資格を回復するために新憲法の公布を試みるが、ハワイ併合を望むアメリカ人たちに、新たな勢力拡大の機会を与えることになってしまう。1893年1月、アメリカ系勢力は、閣僚の合意を得ないで新憲法の公布を行おうとした女王の行為は銃剣憲法の規定に反する反逆罪であるとし、ハワイ駐在の米国公使ジョン・B・スティーブンスと海兵隊員の助けを得てイオラニ宮殿を占領し、アメリカ合衆国の保護下に置かれるまでの暫定政府を設立した。暫定政府は、即時スティーブンスとハワイ併合条約を締結した⁵⁰⁾。

ハワイ併合への反対運動には様々な人々が参加した。併合を阻止しようとするハワイ人たちの組織において、ハワイ政治協会 (Hui Kalāi'āina) は女王による王政復古を要求したが、新しく組織されたハワイ愛国同盟 (Hui Hawaii Aloha Aina) とその姉妹組織であるハワ

イ愛国女性同盟 (Hui Hawaii Aloha Aina o Na Wahine) は、ハワイが独立国家として存続することを主張した⁵¹⁾。ビック・ファイブ中で唯一英国系のセオ・デビスも、ハワイ併合を阻止するために多大な資金をつぎ込んだ⁵²⁾。また、アメリカにおける「劣等なる」多様な有色人種たちを国家の一員とすることへのアメリカのためらいは根強く、ハワイと競合する南部の砂糖産業関係者もハワイ併合には反対であった。そして、ハワイ併合に乗り気であった共和党政権が民主党のクリーブランド政権によって取って代わられると、ジェームズ・H・ブランドが実情調査のためにハワイに送り込まれた。ブランドの作成した報告書はスティーブンスと暫定政府の締結した併合条約の違法性を指摘するものであった⁵³⁾。

アメリカ併合を成し遂げられなかった暫定政府は、1894年5月に共和国設立のための憲法会議を開催することを宣言した。会議の参加者には、自ら19人の代表者を任命し、さらには、民衆による選挙によっても18人の代表者を選ぶことにした。代表者の選挙には、欧米系およびハワイ系の成人男性ならば「ハワイ諸島における、どのような形態であれ君主政府を復活しようとするどのような企てにも反対する」ことを誓えば、参加することができた。しかし、ハワイ人のほとんどは、そのような宣誓をすること拒み、1894年7月2日、5000人から7000人を集めた集会で「人民の参加も同意も得ないで制定された新憲法」への反対を宣言した。それにもかかわらず、1894年7月4日、4000人の——ほとんどが白人——男性の同意を得て新憲法が発布され、ハワイ共和国の成立が宣言されたのである⁵⁴⁾。

共和国憲法は、英語またはハワイ語で読み書きができ、税金を納めている白人またはハワイ人成人男性に限定して選挙権を付与した。つまり、低所得のハワイ人、さらにはアジア人および女性すべての参政権が否定されたのである。アメリカ公使アルバート・ウィリスは、白人男性による寡頭政治を可能にしたハワイ共和国を即時承認した。日本は、アジア人と欧米人を差別化した銃剣憲法の成立後、日本人移民に他国の移民と同等の権利を与えるよう要求していたが、他国同様、結局はアメリカに追従した⁵⁵⁾。

1897年、ハワイ併合に及び腰の民主党のクリーブランド政権が共和党のマッキンレー政権に取って代わられると、アメリカによるハワイ共和国併合のために新たな条約が締結されたが、その発効には、アメリカ議会による承認が必要であった⁵⁶⁾。議会による条約承認を阻止するために、ハワイ人たちの3つの政治組織

——ハワイ政治協会、ハワイ愛国同盟、ハワイ愛国女性同盟——は、ハワイ諸島を巡回して計3万8千人分の署名を集め、その代表者たちが、ワシントンD.C.に赴いていたりリウオカラーニ元女王のもとに集まった。アメリカ併合に反対するこの主にハワイ人たちの署名は、合衆国大統領および議会に提出された⁵⁷⁾。アメリカ議会には、ハワイ居住者の大多数となったアジア人また先住ハワイ人を国家の一員とすることに対する根強い抵抗もあり、条約承認に必要な上院での3分の2の賛成票は集まらなかった。

しかし、1898年、米墨戦争の開始により軍事的拠点としてのハワイの重要性が再浮上すると、上下両院の決議によってアメリカはハワイを併合した。「劣等なる」有色人種たちを国家の一員とすることへの抵抗は根強かったが、併合派は、ハワイは、アメリカ人宣教師およびその子息たちの努力によって文明化され、「退廃」した君主制に代ってアメリカに倣う共和国となったことを唱え、「真にアメリカの植民地」といえるハワイを治める優れた白人兄弟たちと協力することの必要性を訴えた。つまり、全て男性の上下両院議員たちは、ハワイを構成する多様な人種・文化的要因の中で、白人的部分を誇張して、ハワイの併合を実現したのである⁵⁸⁾。

リウオカラーニ元女王は、即時、国内でのみ有効なはずのアメリカ議会による決議が、一独立国家であるハワイにまで適用されることを問うて抵抗したが、決議は大統領の署名を得て発効した⁵⁹⁾。1898年8月、ホノルルで開かれた式典で、アメリカによるハワイ併合は現実のものとなり、ハワイの人種およびジェンダー関係は、アメリカ合衆国の法律で規定されることになった。

19世紀の初め、アメリカ人婦人宣教師たちの到来により、ジェンダー・フロンティアと化したハワイにおける異なるジェンダー・システムの衝突は、アメリカ側を優位に立たせた。男女の領域が差別化されたニューイングランド的ジェンダー関係をより文明化したものと捉えていた婦人宣教師たちの「ハワイの文明化」また「ハワイ人女性の向上」のための努力は、ハワイの伝統的な文化やジェンダー関係を否定し、ハワイ人を社会の周縁に追いやり、世紀末までにハワイがアメリカ化するのを促してしまった。

19世紀のアメリカにおいて、女性は男性の領域とされていた政治・経済活動には直接参加することが許されず、中産階級の女性たちは家庭を中心とする私的な

分野で活動することとされていた。生得的に、家庭的、敬虔、清廉、従順で自己犠牲的であるとされた女性たちは、男性よりも道徳的に優れた存在として道徳的権威を獲得し、その道徳的影響力を用いて社会のあり方を左右しようと試みた。しかし、これまでの研究から、彼女たちが、社会の改良と向上のために矯正すべき対象としたのは、多くの場合、異なる道徳観・価値観を持つ労働者階級また有色人女性であったことが明らかとなっている⁶⁰⁾。ハワイにおいて、自分たちのジェンダー関係をより「文明化」されていると信じて疑うことのないアメリカ人婦人宣教師およびその子孫たちのハワイ「文明化」のための努力は、ハワイの女性たちにアメリカ的なジェンダー関係を受け入れさせること、つまり政治・経済分野での活動から退き家庭を中心とする私的な分野での活動に専念させることでもあった。

社会改良、向上のために道徳的影響力を行使することに使命感を持つこれらハワイのアメリカ系女性たちは、19世紀後半にハワイ人の間でナショナリズムが高揚する中、祖先たちの努力によって実現された「不道徳」を取り締まる法的制度が取り崩されるのを黙って眺めていることはできなかった。カラカウア王やリウオカラーニ元女王の治世にフラが復活されアヘンや富くじの販売が許可されたのは、ハワイ文化およびハワイ人を周辺化するアメリカ化への反動でもあったのだが、彼女たちは、この二人の君主をハワイの「文明化」を阻む有害な人物として見なした。そして、それら「野蛮な」君主の支配するハワイの君主制を廃止するためとあれば、どのような手段が用いられても異議を申し立てることはなかった。

1890年代、アメリカ本土では婦人参政権獲得が多様な利害を持つ女性たちを団結させる一大目標となりつつあり、ハワイの婦人宣教師の娘や孫娘たちのなかには、その影響を受けて1894年の共和国憲法制定会議に対して婦人参政権を求める請願を行った人々もいた。しかし、パトリシア・グリムショウの研究によると、ハワイ人およびアジア人が白人の数を大きく上回るハワイにおいて「女性」の選挙権に固執することは、少数の「文明化された」白人による政治体制を危うくするものであった。従って、アメリカ合衆国の南北戦争後の様相とは異なり、ハワイ共和国制立時の参政権を巡る駆け引きから、アメリカ系女性たちが、継続する独自の婦人参政権運動を生み出すことはなかった⁶¹⁾。宣教師コミュニティの女性たちは、文明化の模範となるべく、19世紀アメリカの「真の女性らしさ」のイデオロギーに従い、夫や父たちの宗教・政治・経済活動

の助け手となることに甘んじ、その結果、少数白人男性による寡頭政治を可能とする共和国建設のみならず、完全なる市民権を享受することのできる人々が男性化および白人化していくのを促してしまった。

注

- 1) Ralph Simpson Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, vol. 1-3* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1938, 1953, 1967); Lawrence H. Fuchs, *Hawaii Pono: A Social History* (New York: Harcourt, Brace, & World Inc., 1961); Gavan Daws, *Shoal of Time: A History of the Hawaiian Island* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1968); 中嶋弓子『さまよえる楽園——国家と民族の衝突』(東京書籍, 1993年); 矢口祐人『ハワイの歴史と文化——悲劇と誇りのモザイクの中で』(中公新書, 2002年).
- 2) Mission Houses Museum, *Nā Hale Hō'ike'ike o Nā Mikanele: Mission Houses Museum Guidebook* (Honolulu: Mission Houses Museum, 2001); 吉田亮「ハワイアン・ボードの初期日本人移民伝道」『キリスト教社会問題研究30』(1982年).
- 3) Noenoe K. Silva, *Aloha Betrayed: Native Hawaiian Resistance to American Colonialism* (Durham, NC: Duke University Press, 2004), 93-94.
- 4) Lilikalā Kame'elehiwa, *Native Land and Foreign Desires: Pehea lā e Pono ai?* (Honolulu: Bishop Museum Press, 1992), 19-20.
- 5) Silva, *Aloha Betrayed*, 27-30.
- 6) F. Allan Hanson, "Female Pollution in Polynesia?," *Journal of the Polynesian Society* vol. 91 no. 3 (September 1982): 335-383.
- 7) Silva, *Aloha Betrayed*, 27-30.
- 8) Kathleen Brown, "Brave New Worlds: Women's and Gender History," *William and Mary Quarterly* 3rd series, vol 50, no. 2 (April 1993): 318.
- 9) Patricia Grimshaw, "New England Missionary Wives, Hawaiian Women, and "The Cult of True Womanhood," *Hawaiian Journal of History* vol. 19 (1985).
- 10) Laura F. Judd, *Honolulu: Sketches of the Life, Social, Political, and Religious, in the Hawaiian Islands from 1828 to 1861* (New York: A. D. F. Randolph and Co., 1880).
- 11) Patricia Grimshaw, *Paths of Duty: American Missionary Wives in Nineteenth-Century Hawaii* (Honolulu: University Press of Hawaii, 1989).
- 12) Jonathan Kay Kamakawihō'ole Osorio, *Dismembering Lāfui: A History of the Hawaiian Nation to 1887* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2002), 9-73.
- 13) Mission Houses Museum, *Nā Hale Hō'ike'ike o Nā Mikanele*; Grimshaw, "New England Missionary Wives," 79.
- 14) Judith R. Gething, "Christianity and Coverture: Impact on the Legal Status of Women in Hawaii, 1820-1920" *Hawaiian Journal of History* vol. 11 (1977).
- 15) Ibid.
- 16) Barbara Welter, "The Cult of True Womanhood: 1820-1860," *American Quarterly* vol. 18, no. 2 (Summer, 1966): 151-174; Nancy Cott, *Bonds of Womanhood: "Woman's Sphere" in New England, 1780-1845* (New Haven: Yale University Press, 1977).
- 17) Gething, "Christianity and Coverture."
- 18) Grimshaw, "New England Missionary Wives."
- 19) Judd, *Honolulu*.
- 20) Osorio, *Dismembering Lāfui*, 25.
- 21) Gething, "Christianity and Coverture," 98, 193, 197-198, 210. Gething によると, 1840年憲法は, 「王国の重要な事項」の執行にカアフヌイの承認を必要とし, 国王とカアフヌイに互いの行為への拒否権を与え, カアフヌイに国王の特別顧問としての役割を課し, 議会を通過した法案の成立に国王とカアフヌイ双方の署名を必要とした。また, カアフヌイは, 貴族院および最高裁判所の一員としての職権を有していた。
- 22) 1840年において, Gething によると 4名, Silva によると 5名の女性議員がいた。Gething, "Christianity and Coverture," 197, Silva, *Aloha Betrayed*, 44 を参照。
- 23) Osorio, *Dismembering Lāfui*, 25.
- 24) Gething, "Christianity and Coverture."
- 25) Silva, *Aloha Betrayed*, 44.
- 26) Gething, "Christianity and Coverture," 210-211.
- 27) Osorio, *Disembering Lāfui*, 24-43.
- 28) Ibid., 44-73.
- 29) Clarence E. Glick, *Sojourners and Settlers: Chinese Migrants in Hawaii* (Honolulu: University Press of Hawaii, 1980), 1-4.
- 30) Evelyn Nakano Glenn, "Race, Labor, and Citizenship in Hawaii," in Donna R. Grbaccia and Vicki L. Ruiz eds., *American Dreaming, Global Realities: Rethinking U. S. Immigration History* (Urbana: University of Illinois Press, 2006), 286.
- 31) Kame'elehiwa, *Native Land and Foreign Desires*, 302-306.
- 32) Fuchs, *Hawaii Pono*, 251-253.
- 33) Susan Deming and Frank J. Taylor, *From Land to Sea: The Story of Castle & Cooke of Hawaii* (n. p.: Chronicle Books, 1976).
- 34) Ibid.; Gwenfread E. Allen, *Bridge Builders: the Story of Theodore and Mary Atherton Richards* (Honolulu: Hawaii University Press, 1970).
- 35) 例えば, Henry Whitney, Samuel Damon, Stanford Dole らは, 契約労働制度に反対した。Osorio, *Dismembering Lāhui*, 176 を参照。
- 36) Silva, *Aloha Betrayed*, 51-54.
- 37) Glenn, "Race, Labor, and Citizenship in Hawaii," 290-291.
- 38) Lauren L. Basson, "Fit for Annexation but Unfit for Vote?: Debating Hawaiian Suffrage Qualifications at the Turn of the Twentieth Century," *Social Science History* vol. 29, no. 4 (Winter 2005): 575-98.

- 39) Ronald Takagi, *Pau Hana: Plantation Life and Labor in Hawaii, 1835-1920* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1983).
- 40) Barbara Bennett Peterson, ed., *Notable Women of Hawaii* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1984), 118-122.
- 41) Ibid., 324-327.
- 42) Ibid., 37-42.
- 43) Ibid., 118-122. Osorio, *Dismembering Lāhui*, 147-159.
- 44) Gething, "Christianity and Coverture," 210; Peterson, *Notable Women of Hawaii*, 118-122, 324-327; 猿谷要『ハワイ王朝最後の女王』(文春新書, 2003年).
- 45) Osorio, *Dismembering Lāhui*, 152-154.
- 46) Silva, *Aloha Betrayed*, 87-122; Osorio, *Dismembering Lāhui*, 159-166.
- 47) 国王の命にはすべて内閣の承認が必要となり, 貴族院議員も国王による指名ではなく選挙で選ばれることになり, 内閣解散の権利は国王から議会へ移譲された。
- 48) Osorio, *Dismembering Lāhui*, 238-249; Silva, *Aloha Betrayed*, 122, 124; Donald Rowland, "Orientals and the Suffrage in Hawaii," *The Pacific Historical Review* vol. 12, no. 1 (March 1943), 11-21.
- 49) Roger Bell, *Last Among Equals: Hawaiian Statehood and American Politics* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1984), 21-30.
- 50) Ibid.
- 51) Silva, *Aloha Betrayed*, 123-163.
- 52) Edwin P. Hoyt, *Davies: The Inside Story of a British American Family in the Pacific and Its Business Enterprises* (Honolulu: Topgallant Press, 1972).
- 53) Bell, *Last Among Equals*, 21-30.
- 54) Silva, *Aloha Betrayed*, 136-137.
- 55) Bell, *Last Among Equals*, 30-37; Thomas A. Bailey, "Japan's Protest Against the Annexation of Hawaii," *Journal of Modern History* vol. 3, no. 1 (March, 1931): 46-61.
- 56) Basson, "Fit for Annexation but Unfit for Vote?."
- 57) Silva, *Aloha Betrayed*, 151.
- 58) Eric Love, "White is the Color of Empire: The Annexation of Hawaii in 1898," in James T. Campbell, Matthew P. Guterl, & Robert G. Lee, eds., *Race, Nation, & Empire in American History* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2007), 75-102.
- 59) Liliuokalani, *Hawaii's Story by Hawaii's Queen* (Honolulu: Mutual Publishing, 1990).
- 60) 例えば, Peggy Pascoe, *Relations of Rescue: The Search for Moral Authority in the American West, 1874-1939* (New York: Oxford University Press, 1993); Ruth Rosen, *The Lost Sisterhood: Prostitution in America, 1900-1918* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1982) を参照。
- 61) Patricia Grimshaw, "Settler Anxieties, Indigenous Peoples and Women's Suffrage in the Colonies of Australia, New Zealand, and Hawai'i, 1888 to 1902," *Pacific Historical Review* vol. 69, no. 4 (November 2000).